

米国市場販路開拓スキルアップ講座・商談実践プログラム（産業機械）

商談支援サービス参加要領

1. 用語の定義

この「米国市場販路開拓スキルアップ講座・商談実践（産業機械）」（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「本事業」とは、ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報のジェトロ主催の事業を指します。
- (2) 「イベント」とは、本事業にてジェトロが実施し又は第三者が実施のうえジェトロが参加する、商談会・展示会、オンラインプレゼンテーション・ワークショップ・セミナー、オンライン広報・広告宣伝活動等のことを指します。
- (3) 「出品物」とは、イベント用の商品紹介カタログ（商品紹介用のテキスト、画像、動画、等を含みますが、これに限られません。）及びイベントに関連するウェブサイトに掲載される商品を指します。
- (4) 「参加企業」とは、第 2 条に定める者を指します。
- (5) 「バイヤー」とは、出品物の取引目的でイベントに参加する者を指します。
- (6) 「サンプル品」とは、出品物のうち、イベントに先立って、バイヤーに向けて送付されるものを指します。

2. 参加企業

参加企業は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 条）第 2 条各号において定める日本の中小企業者に該当すること。または、産業競争力強化法（（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条 2

4 項）に規定する常時使用する従業員の数が 2,000 人未満の者。ただし、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100% の株式を事業者はこの限りでない。

- (2) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
- (3) ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報及び本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (4) 企画業、製造業に直接従事していること。
- (5) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。
- (6) 米国の市場開拓に意欲的であること。
- (7) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (8) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (9) イベントの担当者を指名のうえ、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (10) インターネット経由でのバイヤーからの引き合い、問い合わせ等に対して積極的に対応すること。
- (11) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (12) テレビ会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、事前個別オンライン商談会の参加に支障をきたさないこと。
- (13) 企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (14) インターネット上に出品物の写真及び説明、出品物及び／又は参加企業のロゴマーク、出

2025 年 8 月作成

品者の会社概要、取引条件等を掲載することに同意すること。

(15) 第 11 条第 1 項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(16) 過去にジェトロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。

(17) その他、イベントに参加することが不適当であると、ジェトロが判断する者でないこと。

3. ジェトロの費用負担

本事業の実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェトロが判断した項目については、この限りではありません。

- (1) イベントの実施に必要なオンライン会議ツールの使用料
- (2) オンライン会議ツールに必要となるインターネット通信及び関連設備の使用料
- (3) ジェトロが委託又は雇用する商談補助員の委託料又は給料
- (4) ジェトロ所定の一般的な広報、広告宣伝に要する費用
- (5) 本イベントに係る引き合い情報の収集と提供に係る費用
- (6) バイヤー居住国での販路開拓、商取引のアドバイスに係る費用

4. 参加企業の費用負担

- (1) 参加費以外に別途参加企業の負担となる主な費用には次のものがあります。
 - (a) バイヤーへのサンプル品の輸送に要する一切の輸送費
 - (b) ジェトロがサンプル品の輸送を代行する場合、サンプル品をジェトロが指定する

場所に搬入するまでの一切の輸送費

- (c) サンプル品の処理（返送、寄贈、転送、廃棄等）に要する一切の輸送費及び廃棄費用
 - (d) 前各号に加え発生する、輸送費及び関連する費用
 - (e) ジェトロが負担する範囲を超える通訳及び商談補助員等の委託料又は給料
 - (f) 商談に際しての参加企業の移動費及び滞在費
 - (g) 参加企業希望による現実の催事（商談会・展示会、プレゼンテーション・ワークショップ・セミナー等）の開催費（会場費、設備費、通訳費等）
 - (h) 商標出願登録に係る費用
 - (i) 海外での製品事故にも適用される製造物賠償責任(PL)保険への加入費用
- (2) 前項各号に定めるほか、前条に基づきジェトロが現実に負担する費用を除き、全て出品者の費用負担となります。

5. 参加の取り決め

- (1) 参加申込みは、本参加要領に定める所定の期日までに、ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報の申込ページから行うものとします。
- (2) 参加申込み後は、ジェトロの書面又は電磁的方法による承諾のない限り、これを撤回することはできません。
- (3) 参加企業が日本国外に関連会社を保有している場合であっても、参加申込みは、日本国内の法人名義にて手続きを行うものとします。
- (4) 参加申込みがジェトロの計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。

2025 年 8 月作成

- (5) ジェトロの計画規模を超えた場合、又は出品内容等が適当でないと認められる場合は、参加申込みを承諾しない場合があります。
- (6) 参加確定後、参加企業の都合で参加の取消し、又は変更、若しくは出品物の大幅な変更の必要性が生じた場合は、参加企業はジェトロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。
- (7) 第 5 条第 2 項及び同第 6 項の場合、ジェトロに損害が生じたとき、及び／又は本参加要領においてジェトロが負担すべき部分を超えて、ジェトロが経費負担したとき、ジェトロは、参加企業又は参加申込者に対して当該損害について賠償請求し、及び／又は、当該経費を請求できるものとします。

6. サンプル品の管理並びに責任

- (1) ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
- (2) 前項より当然に、以下の特別なサンプル品についても参加企業の責任でこれを管理することとします。
 - (a) 製造物責任(PL)の発生するリスクのある物品
 - (b) 高価格品等

7. 第三者との紛争等

- (1) 参加企業は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、参加企業の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェトロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェトロに対し支払います。
 - (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えた

とき。

- (b) 出品物の欠陥により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウの侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

8. イベントの開催中止等

- (1) ジェトロは次の各号に定める場合、イベントの開催を取り止め、又は、参加企業の一部の参加を取り止めさせることができることとします。
 - (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェトロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合
 - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしてのイベントの開催が不適當、不可能又は困難となった場合
 - (d) 利用条件等「免責事項」 3. に明記する事由が生じた場合
 - (e) その他、ジェトロが開催又は参加者の一部の参加を不適當と判断した場合
- (2) 前項の場合、ジェトロは、原則として参加費を返還しないものとします。ただし、その裁量により、一部を精算支払いすることができます。
- (3) 第 1 項の場合、ジェトロは事情に応じて出品物の措置等について速やかに定め、参加企業はそれに従うものとします。

2025 年 8 月作成

9. 出品承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) 参加企業がジェトロの定める参加企業資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできるものとします。なお、この場合、参加企業は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。
- (2) ジェトロは、参加企業がジェトロウェブサイト掲載のイベント情報にある要件又は本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェトロは参加企業に対し賠償請求できるものとします。

10. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前項の場合、ジェトロは速やかに参加企業にこれを通知するものとし、参加企業はジェトロの決定した対策に従うものとします。

11. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加企業は、ジェトロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを

表明し、保証する。

- (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ～ホのいずれかに該当する違法行為を行うこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。
 - ホ 上記イ～ニに準ずる行為。
- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 参加企業が前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力又は前項各号に該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとしま

す。

- (3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り決めに解除した場合、参加企業は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) 第 2 項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加企業が、第 1 項の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出品者に対し賠償請求することができます。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

アーク森ビル8階

E-mail: mono@jetro.go.jp

1 2. 免責

- (1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して参加企業又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。
- (2) 前項から当然に、本参加要領第 5 条第 4 項及び第 5 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項の場合、これにより生ずる出品者又は参加申込者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。
- (3) 前 2 項に定めるほか、参加企業は、利用条件等の「免責事項」の定めを承諾するものとします。

1 3. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第 1 審の合意管轄裁判所とします。